

2024年1月から3月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2024/1/12	地層処分事業に係る新聞広告(2024年2月分)の実施(西日本新聞)	2024.1.12~2024.2.29	1式	株式会社西日本新聞社	15,867,500	会計規程第21条第4項
2024/1/22	エフエム北海道「AIR-G」スポットCMの実施(2024年2月分)	2024.1.22~2024.3.8	1式	株式会社エフエム北海道	4,785,000	会計規程第21条第4項
2024/3/7	「アトミックステーション ジオ・ラボ」への出展	2024.4.1~2025.3.31	1式	公益財団法人日本科学技術振興財団	12,069,950	会計規程第21条第4項
2024/3/8	CIMプロジェクト:セメント中の炭素14とヨウ素の移行プロジェクト	2024.4.1~2025.3.31	1式	National Cooperative for the Disposal of Radioactive Waste (Nagra)	50,000 CHF (スイスフラン)	技術協力協定に基づく共同研究
2024/3/27	文書管理システムの維持管理・運用	2024.4.1~2025.3.31	1式	東京レコードマネジメント㈱	11,352,000	会計規程第21条第4項

[重要な契約変更]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2024/1/9	LTDプロジェクト:長期拡散プロジェクト	2023.4.1~2024.6.30	1式	National Cooperative for the Disposal of Radioactive Waste (Nagra)	51,000 CHF (スイスフラン)	変更後の契約期間の完了日が変更前の完了日と異なる事業年度
2024/2/1	ボーリング試験による地質環境データ取得技術の実証(YDP-5孔)	2023.11.7~2025.3.12	1式	鹿島建設㈱	782,364,000	変更後の契約額が5,000万円を超える
2024/2/2	ニアフィールドシステムの状態変遷に伴うバリア材及び核種の長期挙動評価のための研究(令和5年度~令和6年度)	2023.4.1~2025.3.31	1式	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	427,646,780	変更後の契約額が5,000万円を超える

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

第21条第5項

機構は、前項に規定する場合のほか、予定価格が少額のととき、その他機構の事業運営上特に必要がある場合には、随意契約によることができる。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。

第53条第1項

規程第21条第5項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造の請負
- 二 予定価格が500万円を超えない物件の買入れ
- 三 予定価格が150万円を超えない物件の売却
- 四 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件の借入れ
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が200万円を超えない物件の貸付け
- 六 工事又は製造の請負、物件の売買及び賃借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えない契約
- 七 国及び地方公共団体その他の公法人との契約
- 八 運送又は保管に関する契約
- 九 設計、測量、試験又は調査に関する契約
- 十 競争に付しても入札者がいないとき又は再度入札をしても落札者がいないとき
- 十一 落札者が契約を締結しないとき
- 十二 別に定める公募を行った結果、応募者が単独であるとき
- 十三 別に定める企画競争によって契約先候補者を選定したとき
- 十四 機構の事業運営上特に必要があると認められるとき